

# 長野県南安曇農業高等学校同窓会より

同窓会活動について説明いたします。

本会会則（第1条から第5条）は次の通りです。

## 長野県南安曇農業高等学校同窓会会則

大正12年3月14日制定

平成26年4月20日最終改正

### 第1章 総則

第1条 本会は、長野県南安曇農業高等学校同窓会といい、本部を同校内におく。

第2条 本会は、長野県南安曇農学校、長野県南安曇農業高等学校並びに同校併設中学校の卒業生及びその関係者をもって組織する。

第3条 本会の会員を分けて次の通りとする。

1. 通常会員  
母校卒業生及び母校に在学したもので本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者。
2. 賛助会員  
母校職員、但し通常会員である者を除く。及び母校に在職した職員で本会の主旨に賛同した者。
3. 名誉会員  
本会に対し特に功労があり、会長の推薦により役員会の承認を得た者。

### 第2章 目的及び事業

第4条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校生徒会及びPTAと提携して、母校の発展と農村文化の向上並びに産業の進展に貢献することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 会報の発刊
2. 会員名簿の発行
3. 研究会、講演会等の開催
4. その他必要な事業

以上

南安曇農業高等学校の卒業生は全員同窓生となりますので、同窓会会員となります。

会費については入会金1万円と終身会費1万円の合計2万円となります。その後会費を徴収することはありません。ただし、周年事業の募金につきましては、強制ではなくお願い

ということになっています。

現在の同窓会の事業につきましては、先輩方からいただいた入会金、終身会費により運営しています。扇風機の設置と使用、鵬塾の運営、農業クラブや運動クラブ活動資金など生徒の多くの活動、事業にも使用させていただいています。

○同窓会則第5条の事業について

#### 1、会報の発刊

毎年1回9月頃に発刊しております。名簿により発送をしていますが、会員様が他界してしまっている場合、同窓会報発送の必要が無い場合につきましては、事務局までご連絡していただければ発送を止めさせていただきます。

なお、会報には同窓会事業計画や決算について掲載しておりますので、是非お読みいただきたいと思います。

#### 2、会員名簿の発行

同窓生の名簿を作ることは、南安曇農業高等学校の歴史を記録する上で最も大切なことと考えています。しかし、世の中では個人情報を利用した犯罪がありますので名簿の販売は行わず、毎年名簿の更新をしています。同窓会事業に関わること以外は使用しておりません。

#### 3、研究会、講演会の開催

同窓会では生徒の教育効果が向上するように、研究会や講演会等の開催や資金援助を行っています。農業後継者研究会、鵬塾の運営（援助）、開放講座などを行っています。

#### 4、その他必要な事業

同窓会では在校生の活動などに同窓会費を使用しています。

運動部・学芸部・農業クラブの活動資金、各教室の扇風機使用費と管理費、同窓会館施設管理費の事業を行っています。また、3年生の卒業論文発表会援助も同窓会の行事として行っています。

同窓会では南安曇農業高等学校在校生の為に多くの事業を行っています。ご理解のほどよろしくお願いいたします。